保護者様

東戸塚小学校校長 山手 英樹

学校感染症について

法律に定められた学校感染症にかかった場合、流行を防ぐため医師の指示のもとに、出席停止となります。本校では、医師から登校可能の診断を受けましたら、保護者が医師の指示内容を「治癒届」に記入し、提出するようお願いしております。

各ご家庭で「治癒届」の用紙を保存していただき、必要な場合に切り取って学校まで ご提出ください。紛失した場合や不足した場合は、新しい用紙をお渡しします。担任まで ご連絡ください。(学校ホームページからのダウンロードも可能です)

なお、治癒届は医師に記入していただく必要はありません。保護者が記入し提出して ください。

学校感染症

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症 急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ) 治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	

※新型コロナウイルス感染症は、指定感染症と定められていますので第一種の感染症とみなします。 ※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は、第一種の感染症とみなします。